

# 令和4年度別府市人権教育学級第2回学習会

日時：令和4年 7月14日(木) 10:00~11:30

場所：別府市役所 5F 大会議室

テーマ：インターネットと人権

## インターネットと人権

講師：大分県人権問題講師団講師

マックビーン光子 さん

### 講演概要

#### 自己紹介

- ・会社に勤務し企業内のカウンセリングに20年以上従事する。
- ・現在、自宅にてカウンセリング及びヒプノセラピーを開業。「心を癒すセラピー」を提供している。また、講師として人権問題をはじめ各種講座や講演などを行っている。



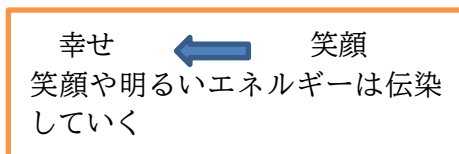
<講師のマックビーン光子さん>

#### 1 はじめに

私の目標はとにかく毎日をいきいきと過ごすこと。そのためには



そして、



幸せだと自然と笑顔になるが、逆もあり。笑顔が幸せを連れてくる。

心に余裕がなく、不安やストレスが溜まっていくと・・・

不安・恐れ・ストレス ⇒ 決めつけ・思い込み ⇒ 弱者や異質な者を排除

⇒ 疑心暗鬼・相互不信 ⇒ 差別・分断された社会になる。これは×である。

逆に笑顔でいると、次のようなプラスの連鎖を生む

笑顔・ユーモア・リラックス ⇒ 客観的な視点・適切な判断 ⇒ 違いを認めて許容する

⇒ 相互信頼・尊敬(尊重)



多様性を認め共生する社会の構築につながる。これは○である。

## 2 インターネットと人権

### (1) インターネットの利便性

- ・世界中の様々な人と交流ができる
- ・自分の意見や作品を発表できる
- ・各種チケット、ホテル等の予約・支払いができる
- ・いろいろな情報収集ができる
- ・趣味や楽しみが広がる
- ・オンライン授業が受けられる
- ・音楽・映画鑑賞、スポーツ観戦ができる
- ・高齢者やペットの見守りができる
- ・障がいのある人の行動範囲が広がる



講師の話を熱心に聴く受講者の皆さん

### (2) 年代別 SNS の利用状況 (R3年版情報通信白書より)

- ・20～29才の年代が最も高く90.4%が利用している。
- ・6～12才は37.6%

70代以上になると利用率は下がるが、全世代で利用しており、年代が若いほど利用率が高い。

### (3) 主なソーシャルメディア利用率 (R2年度)

- ・LINE、Twitter、Facebook、Instagram、YouTube・・・の利用率を年代別に見ると特にLINEやYouTubeでは、60代がやや下がるもののどの年代も8割を超えている。

### (4) インターネットのトラブル

- ・架空請求
- ・フェイクニュース
- ・ワンクリック詐欺
- ・肖像権侵害
- ・高額請求
- ・著作権侵害
- ・ネットいじめ
- ・有害違法サイト
- ・誹謗中傷
- ・不正アプリ
- ・個人情報のさらし
- ・なりすまし
- ・写真の掲載
- ・コンピューターウイルス
- ・うわさの拡散
- ・ネット依存症
- ・リベンジポルノ
- ・歩きスマホ事故
- ・・・etc.

### (5) インターネットの人権侵犯事件の推移

○平成20年から平成29年を見ると4倍以上に増えている。

513件 (H20) ⇒ 2,217件 (H29) その後は高止まりが続いている。

(6) 令和2年度の被害児童数

- SNS等に起因する事犯 被害児童数 1,819人
- 被害の状況 ・高校生、中学生が9割弱を占める  
・被害児童の8割強がフィルタリングを利用していない  
(警察庁統計より)

(7) ネットやSNSは、判断が偏向してしまう可能性がある

○自分の周りに似たような考えの人ばかりが集まってしまう。 エコーチェンバー

○自分の好みや見たい情報以外が自動的にはじかれてしまう。 フィルターバブル

(8) 正しく情報が得られているかの確認方法

- 他の情報と比べてみる(複数の情報を読み比べる)
- 情報の発信元を確かめる(信頼できる人やサイトなのか)
- その情報はいつ頃書かれたものか確かめる(元の情報が古い場合は状況が異なるかもしれない)
- 一次情報を確かめる(オリジナルの情報源を探して確認する)

(9) リテラシーと人権意識

- リテラシーとは、もともとは識字能力のこと。その分野での情報や知識の適切な活用能力のことを言う。メディアリテラシー、情報リテラシーといった使い方をする。情報リテラシーの力を高めることが必要。
- 人権意識で大切なことは
  - ・当事者意識を持って差別を考える
  - ・自分がされて嫌なことは人にもしない
  - ・意見や価値観の「違い」を認めて尊重する

(10) インターネット上での差別が懸念される部落差別問題

- ① 差別の解消を目的とした3つの法律(3法とも平成28年施行)
  - ・障害者差別解消法 ・ヘイトスピーチ解消法 ・部落差別解消推進法
- ② 部落差別に関する歴史
  - 1871年(明治4年)の太政官布告(解放令、賤称廃止令)~2016年の「部落差別解消の推進に関する法律」の施行までを社会情勢を踏まえ確認する。特に33年間の同和対策事業、同和対策事業の終了から部落差別解消推進法が出されるまでの14年間の空白を確認する。
- ③ あからさまな差別、見えにくい差別

あからさまな差別

- ・落書き、ネットの誹謗中傷や差別的な書き込み
- ・「Yahoo!知恵袋」ベストアンサーの7割が差別的な回答
- ・ネット公開された「全国部落調査」「関係人物一覧」

見えにくい差別

- ・忌避意識
- ・「寝た子を起こすな」論



部落差別の歴史や現状を正しく学び、「人間はみな平等で、差別は許されない」という人権意識を持つことが大切

## (11) インターネットトラブルの事例

- メッセージアプリ内の会話による悪口や仲間はずし  
うっかり「？」をつけ忘れたため、一方的にグループからはずされてしまった。
- 他者の権利を侵害する投稿・二次利用・ダウンロード  
マンガを撮影し動画サイトにアップロード、著作権法違反で自宅に警察が・・・
- 悪ふざけなどの不適切な投稿  
線路に降りて撮った写真をアップ、警察に通報されて学校にも抗議が殺到
- 心のよりどころだった SNS 上の知人による誘い出し  
ネットで出会った相談相手に会いに行き、そのまま連絡がつかなくなってしまった。
- SNS 等での誹謗中傷による慰謝料請求  
有名人の悪口を匿名で投稿したら、発信者が特定され高額の慰謝料請求へ

自分が発信した情報（発言・写真・動画）は半永久的にインターネット上に残る。  
⇒未来の自分を苦しめることのないように正しい利用を！

相手を傷つける言葉は、使わない。掲示板で個人名を出して悪口や噂話などをすると**名誉棄損罪**や**侮辱罪**に問われることもある。

- 本名を使っていないから誰が書いたか分からないだろう！？
- あまり考えずにノリで書いてしまった。
- 冗談のつもりで書いてしまった。
- みんながやっているから書いてしまった。

通信情報（アクセスログ）が残るので、警察が調べると、誰が書いたか特定できる。

「面白半分で」「冗談のつもりだった」は、社会的に通用しない。

相手が元気になる言葉を使おう！

ありがとう やったね うれしい すごい！ 楽しい  
さすがだね すばらしい 大丈夫！ よかったね  
きつとうまくいくよ・・・など

こういう言葉をたくさん使おうとみんなが幸せな気持ちになる。

## 3 終わりに

◇人はどうして差別をするのでしょうか！ 要因として考えられるのは・・・

無知 偏見 思い込み 決めつけ 違いを認めない  
ねたみ 不平不満のはけ口 ケガレ意識 他人と比べる

動画視聴 「ウイルスの次にやってくるもの」日本赤十字社作成

結びの言葉

恐怖に振り回されずに正しく知り正しく恐れて今日できることをそれぞれの場所で。

何があっても笑顔を忘れない、笑うことを忘れない、ユーモアを忘れない。